

亀山市告示第170号

亀山市市民活動応援交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年9月24日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市市民活動応援交付金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市市民活動応援交付金交付要綱（平成25年亀山市告示第97号）の一部を次のように改正する。

第21条の次に次の2条を加える。

（応援券の交付決定枚数変更申請）

第21条の2 前条の規定により応援券の交付を受けた地域まちづくり協議会は、同条の規定により通知のあった応援券の交付決定枚数の変更を希望するときは、市民活動応援券交付決定枚数変更申請書（様式第8号の2）を市長に提出しなければならない。

（応援券の交付決定枚数変更決定等）

第21条の3 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書を確認し、適当と認めたときは、市民活動応援券交付決定枚数変更通知書（様式第8号の3）により当該申請をした地域まちづくり協議会に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知に際し、応援券の枚数を減らす変更決定をした地域まちづくり協議会に対しては当該変更後の応援券の枚数を超えて交付を受けている応援券の返還を求め、応援券の枚数を増やす変更決定をした地域まちづくり協議会に対しては当該変更後の応援券の枚数に満たない応援券を交付するものとする。

3 前項の規定により応援券の返還を求められた地域まちづくり協議会は、速やかにこれに応じなければならない。

第22条第1項中「前条」を「第21条及び前条第2項」に改め

る。

様式第 8 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第8号の2（第21条の2関係）

年 月 日

亀山市長 様

申請者

代表者 ⑩

市民活動応援券交付決定枚数変更申請書

年 月 日付けで通知のあった市民活動応援券の交付決定について、当該市民活動応援券の活用事業に変更があったことから、交付決定枚数を変更していただきますよう、亀山市市民活動応援交付金交付要綱第21条の2の規定により申請します。

- 1 既に交付を受けている市民活動応援券の枚数 _____枚
- 2 希望する変更後の市民活動応援券の交付決定枚数 _____枚
- 3 変更の理由

備考

様式第 8 号の 3 (第 2 1 条の 3 関係)

年 月 日

代表者氏名

様

亀山市長

印

市民活動応援券交付決定枚数変更通知書

年 月 日付けで申請のあった市民活動応援券の
交付決定枚数の変更について、次のとおり決定したので、亀山市市
民活動応援交付金交付要綱第 2 1 条の 3 第 1 項の規定により通知し
ます。

返還を求める・新たに交付する 市民活動応援券の枚数	枚
------------------------------	---

1 既に交付している市民活動応援券の枚数 _____ 枚

2 変更後の市民活動応援券の交付決定枚数 _____ 枚

備考

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。